

社会福祉施設退職手当共済契約約款（制定当初）

第 1 章 総 則

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とします。

（契約の締結）

第 2 条 退職手当共済契約（以下「共済契約」という。）は、社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「法」という。）、社会福祉施設職員退職手当共済法施行令（昭和36年政令第286号。以下「令」という。）、社会福祉施設職員退職手当共済法施行規則（昭和36年厚生省令第36号）及びこの退職手当共済契約約款（以下「共済約款」という。）によって締結します。

（業務の取扱い）

第 3 条 共済契約に関する業務のうち、次の各号に掲げるものは、社会福祉事業振興会法（昭和28年法律第240号）第25条の規定により、社会福祉事業振興会（以下「振興会」という。）がその業務の一部を委託した都道府県社会福祉協議会（社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第74条に規定する社会福祉協議会をいう。以下同じ。）で取り扱います。

- 1 退職手当共済契約申込書の受理
 - 2 被共済職員従業状況届の受理
 - 3 被共済職員となつた者の届の受理
 - 4 被共済職員退職届の受理
 - 5 その他の届書の受理
- 2 共済契約に関する業務のうち、次の各号に掲げるものは、振興会が指定した金融機関で取り扱います。
- 1 掛金の収納
 - 2 退職手当金の支払
 - 3 その他の金銭の収納及び支払

第2章 共済契約の締結等

(契約の申込み)

第4条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した退職手当共済契約申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）を都道府県社会福祉協議会を経由して社会福祉事業振興会に差し出して下さい。

- 1 申込者の氏名又は名称及び住所
 - 2 社会福祉施設の名称、種類、所在地及び取扱定員
 - 3 共済契約を締結したことの有無及び締結したところの場合には、その締結にかかる期間
 - 4 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定による退職金共済契約を締結していることの有無
 - 5 職員の氏名、生年月日、職種及び本俸月額
 - 6 職員のうちに第9条第1項第2号もしくは第3号、同条第2項各号又は第10条第1項の規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつたことがある者がある場合には、その者の氏名及びその共済契約者の氏名又は名称
- 2 前項の申込書には、その申込にかかる社会福祉施設が社会福祉施設であることを証する書類を添えて下さい。
- 3 申込者の経営する社会福祉施設のうちに、社会福祉施設の所在地が申込者の住所を管轄する都道府県の区域以外の地にあるものがあるときは、申込書に記載すべき事項のうち、その社会福祉施設にかかる第1項第5号及び第6号に掲げるものは、その社会福祉施設の所在地の都道府県社会福祉協議会の確認を受けて下さい。

(契約の成立及び効力の発生)

- 第5条 共済契約は、振興会が共済契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生じます。この場合において、共済契約の申込みの日は、都道府県社会福祉協議会が申込書を受理した日とします。
- 2 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知して下さい。

(承諾の通知)

第6条 振興会は、共済契約の申込みを承諾したときは、退職手当共済契約証書（以下「共済契約証書」という。）（様式第2号）に共済約款を添えて、これを申込者に送付します。

(契約の拒絶)

第 7 条 振興会は、共済契約の締結を拒絶したときは、その理由を付して、その旨を申込者に文書で通知します。

(被共済職員等の受益)

第 8 条 被共済職員及びその遺族は、当然共済契約の利益を受けます。

(振興会が行なう契約の解除)

第 9 条 振興会は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除します。

- 1 共済契約者が経営者でなくなつたとき
- 2 共済契約者が納付期限後 2 箇月以内に掛金を納付しなかったとき
- 3 共済契約者が、その共済契約にかかる被共済職員について、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したとき
- 2 振興会は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することがあります。
 - 1 共済契約者が第30条から第37条までに規定する届出をせず、又は偽りの届出をしたとき
 - 2 共済契約者が第38条の記録をせず、もしくは偽りの記録を作成し、又は同条の記録をその作成の日から 2 年間保存しなかったとき
 - 3 共済契約者（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、法第23条第 1 項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が行なう立入検査に際し、その職員の質問に対して答えず、もしくは偽りの陳述をし、又は同条同項の立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき
- 3 振興会は、前 2 項の規定により共済契約を解除するときは、解除の理由を付して、その旨を共済契約者に文書で通知して行ないます。
- 4 振興会は、第 1 項又は第 2 項の規定により共済契約を解除したときは、その契約にかかる被共済職員にその旨を通知します。

(共済契約者が行なう契約の解除)

第 10 条 共済契約者は、すべての被共済職員の同意を得たときは、共済契約を解除することができます。

- 2 前項の規定による共済契約の解除は、同項の同意があつたことを証する書類を添え、その旨を振興会に文書で通知して行なつて下さい。

(契約解除の効力)

第 11 条 共済契約の解除は、将来に向つてのみ効力を生じます。

第3章 退職手当金の支給

(退職手当金の支給)

第12条 振興会は、被共済職員が退職（被共済職員が第9条第1項第2号もしくは第3号、同条第2項各号又は第10条第1項の規定による共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職手当金を支給します。ただし、被共済職員となつた日から1年に満たないで退職したときは退職手当金は支給しません。

(退職手当金の額)

第13条 退職した者の被共済職員期間が10年をこえない場合における退職手当金の額は、令第2条に規定する額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、被共済職員期間が5年をこえない者にあつては100分の60を、被共済職員期間が5年をこえ10年をこえない者にあつては100分の75を乗じて得た額とします。

2 退職した者の被共済職員期間が10年をこえず、かつ、その退職が自己の都合によらないものである場合における退職手当金の額は、前項の規定にかかわらず、令第2条に規定する額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額とします。

3 退職した者の被共済職員期間が10年をこえる場合における退職手当金の額は、令第2条に規定する額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、その各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とします。

- 1 10年までの期間については、1年につき100分の100
- 2 10年をこえ、20年までの期間については、1年につき100分の110
- 3 20年をこえる期間については、1年につき100分の120

第14条 退職した者の被共済職員期間が25年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、令第2条に規定する額に、その者の被共済職員を次の各号に区分して、その各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とします。

- 1 10年までの期間については、1年につき100分の125
 - 2 10年をこえ、20年までの期間については、1年につき100分の137.5
 - 3 20年をこえ、30年までの期間については、1年につき100分の150
 - 4 30年をこえる期間については、1年につき100分の137.5
- 2 退職した者が業務上の負傷もしくは疾病により別表に掲げる程度の廃疾の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額

は、前条の規定にかかわらず、令第2条に規定する額にその者の被共済職員期間を次の各号に区分して、その各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とします。

- 1 10年までの期間については、1年につき100分の150
- 2 10年をこえ、20年までの期間については、1年につき100分の165
- 3 20年をこえ、30年までの期間については、1年につき100分の180
- 4 30年をこえる期間については、1年につき100分の165

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第11条の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とします。

- 1 配偶者（届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 2 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの。
 - 3 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 4 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号に該当しないもの。
- 2 退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、その各号に規定する順序によります。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序によります。
- 3 前項の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、退職手当金は、その人数によって等分して支給します。

(被共済職員期間の計算)

第16条 被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までをこれに算入します。

- 2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうちに、その者がその社会福祉施設の業務に従事した計数が10日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しません。
- 3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のためにその社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前6週間及び出産後6週間においてその業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、その被共済職員は、その業

務に従事したものとみなします。

- 4 被共済職員が被共済職員でなくなった日の属する月にさらに被共済職員となった場合において、その月がその被共済職員でなくなったことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつているときは、その月は、第1項の規定にかかわらず、その被共済職員となった彼の期間にかかる被共済職員期間に算入しません。
- 5 引き続き1年以上被共済職員であつた者が、第9条第1項第2号もしくは第3号、同条第2項各号又は第10条第1項の規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなった場合において、その者が、被共済職員でなくなった日から起算して1箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き1年以上被共済職員であつたときは、第1項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなった日から起算して1箇月をこえ、同日から起算して5年以内にさらに被共済職員となり引き続き1年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前4項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算します。
- 6 被共済職員期間（前項の規定により2以上の被共済職員期間を合算すべき場合は、合算後の被共済職員期間）に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てます。

（退職手当金の請求）

第17条 退職手当金の請求は、次に掲げる事項を記載した退職手当金請求書（様式第3号）に印鑑票を添えて振興会に差し出して下さい。

- 1 請求者の氏名及び住所
 - 2 被共済職員であつた者の氏名及び生年月日並びに退職の理由及び年月日
 - 3 共済契約者の氏名又は名称及び住所
 - 4 退職の当時従事していた社会福祉施設の名称及び所在地
 - 5 退職手当金送金通知書の送付先
- 2 退職した者が第14条第2項の規定に該当するときは、前項の退職手当金請求書には、廃疾の状態に関する医師の診断書又は業務上の負傷もしくは疾病もしくは死亡であることを証する書類を添えて下さい。
- 3 退職手当金を請求しようとする者が被共済職員の遺族であるときは、第1項の退職手当金請求書には、次に掲げる書類を添えて下さい。
- 1 死亡診断書その他被共済職員の死亡を証する書類
 - 2 請求者と死亡した被共済職員との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（請求者が届出をしていないが被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を明らかにすることができる書類）
- 3 請求者が第15条第1項第2号又は第3号に掲げる者であるときは、被共済職員の死亡の

当時主としてその収入によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

4 請求者が死亡した被共済職員の配偶者以外の者であるときは、その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類

4 退職手当金の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、退職手当金の請求は、連名で行なつて下さい。

5 退職手当金の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者の相続人が退職手当金の請求をしようとするときは、前4項の規定によるほか、第1項の退職手当金請求書には、その相続人がその退職手当金の支給を受けることができる者の相続人であることを明らかにすることができる書類を添えて下さい。

(退職手当金の支給の通知)

第18条 振興会は、退職手当金を支給しようとするときは、退職手当金の額及びその支払を行なう金融機関を記載した通知書を退職手当金の請求者に送付します。

(退職手当金の受領)

第19条 退職手当金を受領しようとする者は、前条の通知書に第17条第1項の印鑑票に押し印した印章を添えて前条の金融機関に差し出して、退職手当金を受領して下さい。

(支払の差止め)

第20条 振興会は、退職した被共済職員をその退職時まで任用していた共済契約者が、その退職の日の属する事業年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の掛金を納付するまでは、その退職にかかる退職手当金の支払を差し止めることがあります。

(支給の制限)

第21条 振興会は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しません。

2 振興会は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しません。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とします。

(譲渡等の禁止)

第22条 退職手当金の支給を受けるべき権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができません。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りではありません。

第4章 掛金の納付

(掛金の納付)

第23条 共済契約者は、毎事業年度、振興会に掛金を納付して下さい。

(掛金の額)

第24条 掛金の額は、単位掛金額（令第5条の規定により厚生大臣が定める額をいう。以下同じ。）に毎事業年度の初日において共済契約者が使用する被共済職員の数を乗じて得た額とします。

2 新たに共済契約が締結された場合におけるその共済契約の申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前項の規定にかかわらず、単位掛金額にその共済契約の申込みの日においてその共済契約者が使用する被共済職員の数を乗じて得た額を12で除して得た額に、その申込みの日の属する月からその事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とします。

(掛金の額の通知)

第25条 振興会は、共済契約者の納付すべき掛金の額を、毎事業年度の開始前に共済契約者に通知します。ただし、新たに共済契約が締結された場合におけるその契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金については、振興会がその契約の申込みを承諾するときに通知します。

(掛金の納付方法)

第26条 掛金の納付は、前条の通知書を振興会の指定する金融機関に差し出して行なして下さい。

(納付期限)

第27条 毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、その事業年度の5月31日とします。ただし、第25条のただし書の掛金については、振興会がその契約の申込みを承諾した日から起算して2箇月を経過する日とします。

(納付期限の延長)

第28条 振興会は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長します。

2 共済契約者は、前項の規定による掛金の納付期限の延長を申請しようとするときは、その理由及び希望する延長期限を記載した延長申請書を振興会に差し出して下さい。

- 3 振興会は、掛金の納付期限を延長したときは、遅滞なく、その旨及び延長期限を共済契約者に文書で通知します。

(納付期限後の納付と割増金)

第 29 条 納付期限後の掛金の納付は、納付期限後 2 箇月以内に割増金を添えて行なつて下さい。ただし、次項の規定により計算した割増金の額が50円未満であるときは、割増金を添えることを要しません。

- 2 前項の割増金の額は、掛金の額100円につき一日 3 銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額とします。

第 5 章 共済契約者の届出等

(経営者でなくなつた場合の届出)

第 30 条 共済契約者は、経営者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨及び経営者でなくなつた年月日を記載した届書を振興会に差し出して下さい。

(中小企業退職金共済契約を締結した場合の届出)

第 31 条 共済契約者は、その共済契約にかかる被共済職員につき中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したときは、遅滞なく、その旨及びその締結の年月日を記載した届書を振興会に差し出して下さい。

(従業状況の届出)

第 32 条 共済契約者は、毎事業年度、10月 1 日において使用する被共済職員について、次に掲げる事項を記載した被共済職員従業状況届（様式第 4 号）を、同月末日までに、振興会に差し出して下さい。

- 1 氏名、生年月日及び本俸月額

- 2 前事業年度の10月 1 日からその事業年度の 9 月30日までの間における第16条に規定する被共済職員期間となる月数

- 2 被共済職員につき、前項第 2 号の期間中に、業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間があるときは、前項の被共済職員従業状況届には、その負傷又は疾病が業務に起因したものであることを証することができる書類を添えて下さい。

(被共済職員に異動があつた場合の届出)

第 33 条 共済契約者は、新たに被共済職員となつた者があるときは、遅滞なく、その者について、次に掲げる事項を記載した被共済職員となつた者の届(様式第5号)を、振興会に差し出して下さい。

- 1 氏名、生年月日、職種及び本俸月額
- 2 従事する社会福祉施設の名称、種類及び所在地
- 3 異動の内容及び年月日
- 4 第9条第1項第2号もしくは第3号、同条第2項各号又は第10条第1項の規定によつて共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつたことがある者については、その共済契約にかかる共済契約者の氏名又は名称

(被共済職員退職届)

第 34 条 共済契約者は、退職した者があるときは、遅滞なく、その者について、次に掲げる事項を記載した被共済職員退職届(様式第六号)を振興会に差し出して下さい。

- 1 氏名及び生年月日
- 2 退職の理由及び年月日
- 3 退職した日の属する事業年度の10月1日(4月1日から9月30日までの間に退職した者については、前事業年度の10月1日)から退職した日までの間における第15条に規定する被共済職員期間となる月数
- 2 第32条第2項の規定は、前項の場合に準用します。

(共済契約者の氏名又は名称等の変更の届出)

第 35 条 共済契約者は、その氏名もしくは名称又は住所を変更したときは、すみやかに、変更後の氏名もしくは名称又は住所及び変更の年月日を記載した届書に共済契約証書を添えて、振興会に差し出して下さい。

(被共済職員の氏名の変更の届出)

第 36 条 被共済職員は、その氏名を変更したときは、すみやかに、その旨及び変更の年月日を共済契約者に申し出て下さい。

- 2 共済契約者は、前項の申出を受けたときは、すみやかに、当該被共済職員の変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日を記載した届書を振興会に差し出して下さい。

(諸届)

第 37 条 第30条から前条までに規定するほか、共済契約者は、被共済職員の従業の状況に関

する事項について振興会から届出を求められたときは、すみやかに、その事項を記載した届書を振興会に差し出して下さい。

(記録の作成及び保存)

第 38 条 共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、その出勤、欠勤、出張、外勤、産前産後の休業、業務上の負傷又は疾病による休業などの別を明らかにした従業の状況に関する記録を作成し、その作成の日から 2 年間保存しておいて下さい。

第 6 章 雑 則

(時効)

第 39 条 退職手当金の支給を受ける権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は 5 年を経過したときは、時効によつて消滅します。

(立入検査)

第 40 条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員もしくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査されることがあります。

(被共済職員原簿の閲覧請求)

第 41 条 被共済職員又は被共済職員であつた者は、自己に利害関係のある範囲内において、被共済職員原簿の閲覧を請求することができます。ただし、記録の保存又は振興会の事務に支障があるときは、この限りではありません。

(あつせん)

第 42 条 共済契約の成立もしくはその解除の効力又は掛金に関して、振興会と共済契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、共済契約の申込者又は共済契約者は、厚生大臣に対してその紛争の解決についてあつせんを請求することができます。

2 被共済職員期間又は退職手当金に関して、振興会と被共済職員又は被共済職員であつた者もしくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員又は被共済職員であつた者もしくはその遺族は、前項と同様の請求をすることができます。

3 前 2 項の規定によるあつせんの請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生大臣に差し出して行なつて下さい。

1 請求者の氏名又は名称及び住所

- 2 紛争の内容
- 3 紛争の経過概要
- 4 厚生大臣は、あつせんを終了したときは、その経過概要を請求者及び振興会に通知されます。

(罰則)

第 43 条 次の各号の一に該当する者は、5,000円以下の罰金に処せられます。

- 1 第30条から第37条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 第38条の規定に違反して、記録を作成せず、もしくは虚偽の記録を作成し、又は同条の記録をその作成の日から2年間保存しなかった者
- 3 法第23条第1項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が行なう立入検査に際し、その職員の質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
- 2 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対しても、同項の刑が科せられます。

(届書の経由等)

- 第 44 条 第10条第2項、第28条第2項及び第30条から第37条までの規定により共済契約者が振興会に差し出す届書等は都道府県社会福祉協議会を経由して、振興会に差し出して下さい。
- 2 第32条から第34条まで及び第36条の規定により、共済契約者が振興会に差し出す届書のうちに、共済契約者の住所を管轄する都道府県の区域以外の地にある社会福祉施設に従事する被共済職員にかかる事項が記載されているときは、その事項について、その社会福祉施設の所在地の都道府県社会福祉協議会の確認を受けて下さい。

(番号の記載)

第 45 条 共済契約者は、振興会に差し出す書類には、共済契約者番号を記載して下さい。

(共済契約証書の紛失等の届出)

- 第 46 条 共済契約者は、共済契約証書を紛失し、又は汚損したときは、すみやかに、その旨を振興会に届け出て下さい。この場合において、共済契約証書があるときは、これを添えて下さい。
- 2 振興会は、前項の届出があつたときは、更に共済契約証書を作成し、共済契約者に送付します。

3 元の共済契約証書を発見したときは、すみやかに、振興会に送付して下さい。

(端数計算)

第 47 条 第24条第 2 項の掛金及び第29条第 1 項の割増金の額に50銭未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数があるときは、その端数全額を 1 円として計算します。

附 則

(実施期日)

この共済約款は、昭和36年10月 1 日から実施します。ただし、第 3 条第 2 項、第 4 章第32条及び第47条の規定は、昭和37年 4 月 1 日から実施します。